

令和5年

第9回本巢市教育委員会会議録

(令和5年8月28日)

本巢市教育委員会

第 9 回 本 巢 市 教 育 委 員 会 会 議 録

会議の場所 本巢市役所 真正分庁舎 3階 第一委員会室
会 議 令和5年8月28日 月 曜日 午後1時30分
出席者 教育長 川治 秀輝
教育委員 汲田 美枝子
教育委員 小澤 明年
教育委員 村瀬 里佳
教育委員 黒田 隆吉

本委員会に職員として出席した者の職氏名

教育委員会事務局	瀬川 清泰	教育委員会事務局長 兼幼児教育課長
	歳藤 幸弘	参事兼学校教育課長
	野原 徹二	参事兼社会教育課長
	新井 恒雄	学校教育課主幹
	長沼 有希子	幼児教育課主幹
	溝口 信司	学校教育課総括課長補佐
	脇田 純一	幼児教育課総括課長補佐
	高橋 利昌	社会教育課総括課長補佐
	吉田 征司	学校教育課課長補佐
	翠 巖	学校給食センター所長
	廣瀬 義隆	社会教育課課長補佐

議 題

- 議第32号 議会提出議案に係る意見聴取について（令和5年度本巢市一般会計補正予算（第4号）のうち、教育に関する事務に係る部分について）
- 議第33号 議会提出議案に係る意見聴取について（本巢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について）
- 議第34号 議会提出議案に係る意見聴取について（本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について）

- 議第 3 5 号 議会提出議案に係る意見聴取について（本巢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第 3 6 号 令和 5 年度特別支援教育就学奨励費の支給決定について
- 議第 3 7 号 令和 5 年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について
- 議第 3 8 号 令和 4 年度本巢市教育委員会事務事業の点検・評価結果報告について

その他

- (1) 次回教育委員会開催期日について

開会 午後1時30分

川治教育長 : 開会を宣告した。
川治教育長 : あいさつ、報告の中で、①夏休みが終わり子ども達がいいスタートが切れるよう子どものために汗を流す教師の大切さについて②夏休みに開催した教育委員会主催の水泳教室の成果について③中学生防災士及びジュニア防災リーダーの取り組みについて④各学校へ周知した「命の大切さ」等について話をした。

川治教育長 : 各課からの報告を求めた。
歳藤課長 : 資料に基づき説明した。
長沼主幹 : 資料に基づき説明した。
野原課長 : 資料に基づき説明した。

川治教育長 : 議第32号「議会提出議案に係る意見聴取について（令和5年度本巢市一般会計補正予算（第4号）のうち、教育に関する事務に係る部分について）」を議題とし、事務局に説明を求めた。
瀬川事務局長 : 令和5年第4回本巢市議会定例会に提出する令和5年度本巢市一般会計補正予算（第4号）のうち、教育に関する事務に係る部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定より意見を求める旨を告げ資料に基づき説明した。
川治教育長 : 質問はないか。
川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。
川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長 : 議第33号「議会提出議案に係る意見聴取について（本巢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について）」を議題とし、事務局に説明を求めた。
脇田総括補佐 : 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定より意見を求める旨を告げ資料に基づき説明した。

川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。
川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長 : 議第34号「議会提出議案に係る意見聴取について（本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について）」を議題とし、事務局に説明を求めた。

脇田総括補佐 : 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定より意見を求める旨を告げ資料に基づき説明した。

川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。
川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

川川治教育長 : 議第35号「議会提出議案に係る意見聴取について（本巢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について）」を議題とし、事務局に説明を求めた。

脇田総括補佐 : 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定より意見を求める旨を告げ資料に基づき説明した。

川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。
川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長 : 議第36号「令和5年度特別支援教育就学奨励費の支給決定について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

吉田課長補佐 : 本巢市特別支援教育就学奨励費支給要綱第4条の規定により、支給の可否の決定を求める旨を告げ資料に基づき説明した。

川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。
川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長 : 議第37号「令和5年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について」を議題とし、事務局に説明を求めた。
吉田課長補佐 : 本巣市就学援助費支給要綱第3条及び第4条の規定により、要保護及び準要保護児童生徒の認定について教育委員会の認定を求める旨を告げ資料に基づき説明した。
川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。
川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長 : 議第38号「令和4年度本巣市教育委員会事務事業の点検・評価結果報告について」を議題とし、事務局に説明を求めた。
溝口総括補佐 : 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定より、教育委員会事務事業の点検・評価報告書を作成する旨を告げ資料に基づき説明した。
小澤委員 : 点検・評価委員会委員は代わったか。
溝口総括補佐 : 学校長やPTAの役員交代により代わられた委員もいる。
委員の任期については、今年度から2年である。
小澤委員 : 3ページからの施策別の評価について、昨年度よりB評価が多くないか。
溝口総括補佐 : 令和4年度事業に対する評価は、31施策で105の項目、346事業の評価を行い、その内A評価が277事業、B評価が58事業、新型コロナウイルスの感染症対策により実施しなかった事業が11事業となっている。各施策及び項目の評価については、項目中の事業評価にB評価が一つでもあれば他がA評価であっても項目の評価はBとしているので施策の評価はB評価が多くなっている。
川治教育長 : 「点検・評価結果報告書」に各項目にB評価が一つでもあれば評価はBとしていることを記載する。
川治教育長 : 他に質問はないか。
川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。
川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長 : 日程5「その他」について説明を求めた。
溝口総括補佐 : (1) 次回の教育委員会開催日について諮り、9月27日(水)午後1時30分に決定した。

川治教育長 : 以上で提案された案件は終了した旨を告げ、委員会を閉会とした。

閉会 午後 3 時 3 0 分